

## 会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第4回
開催日時	平成29年11月27日（月曜日）午後7時から午後9時まで
開催場所	市民会館3階 第1・第2会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、早乙女部会員、菅野部会員、長倉部会員、林部会員、古川部会員、保谷部会員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、保育課主幹 岡田、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、教育支援課長補佐 宮崎 洋子、子育て支援課調整係 栗林、田中、八巻 欠席者：浜名部会員
議題	1 報告 市民まつりにおける子どもの意見聴取について 2 内容 (1) 今後の子どもの意見聴取について (2) 子どもの相談・救済の仕組みについて ① 人権擁護委員の子どもへの取り組みについて ② 児童相談所について 3 その他 次回の専門部会について
会議資料の名称	資料1 【市民まつり】子どもアンケート！集計結果 資料2 （仮称）子ども条例に関する「子どもの意見聴取」実施計画（案） 資料3 児童相談所について 委員提出資料1 人権擁護委員の子どもへの取り組みについて
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 報告 市民まつりにおける子どもの意見聴取について</p> <p>（事務局から資料1【市民まつり】子どもアンケート！集計結果について説明）</p> <p>○荒牧部会長： 当日参加された方もいるようだが、林部会員も参加されたのか。感想や付け加えることがあればお願いします。</p> <p>○林部会員： 私が行ったのは土曜日だが、天気がすごく良かった。件数的には、土曜日のほうが日曜日より少なくて半分くらいだったが、それでも253件あって、ひっきりなしに子どもがいるなかで待ち時間の合間に答えてくれていた。職員の方も丁寧に聞き取りをされていて、良かったと思う。りんごの木「おとなに言いたいこと」も色々出ていて、否定的なことだけではなく、感謝の気持ち、前向きな言葉が普通に出ているところでは良か</p>	

ったと思う。

○荒牧部会長：

菅野部会員、いかがか。

○菅野部会員：

私は日曜日に伺ったが、小学生の方でちょっとお母さんと上手くいっていないという話しをされて、そこで相談みたいになってしまって、「それでもお母さんはあなたのことを思っているよ。」みたいなことを5分くらい話した。子どもの生の声が活かされたということで、私もとても良い勉強になった。誰かに何か言いたいというのは、この結果にも出ていると思うが、子どもは素直にメッセージを書いてくれるなと感じた。小さなお子さんは、風船欲しさというのがあったかもしれないが、幼児は幼児なりのアンケートを聞くことの難しさがあると思った。

○荒牧部会長：

他の部会員の方で気になるところ、気がついたところなどあるか。

○保谷部会員：

「おとなに言いたいこと」一覧の3ページの中段くらい、「子どもが外で遊べる所が減ってきていて、自由に遊べない」より下、「子どもの事を考えろ」、「子供の事をもう少し理解してほしい」、「子どもの仕事は遊び」、「子どもの自由を」、「子どもを信じろ」あたりの言葉がすごく気になる。1ページの中段、「いちいちウザい。自分がやっていないのに人に注意する。死ね、消えろ。」という現代の子どものパターン。このあたりに子どもの闇が少し出てきていると感じた。しかし、安心した部分もあり、大半は、「大人に感謝しています。」という子どもらしいところもあるなと感じた。

○荒牧部会長：

今回のアンケートは、つい先日行われたので、整理する前に、とにかく今日の部会に出してもらったが、気になる点についてピックアップして、部会員と事務局で見ていくことにする。それから条例作りで言えば、2008年の市民まつりで行ったアンケートでは、「いじめにあったことがありますか。」という質問は入れていない。今回入れていて、小学生世代で88人があると回答しているのをどのように考えるのか。逆に、中学生世代が5人というのをどのように見るのか。という問題があると思う。さらに、「心配していること、悩んでいることがありますか？」のところは、2008年と比較すると、結構少ない。前回、「自分や友達が悩んでいること・困っていること・不安なこと」のところは、友達を入れたからかもしれないが、小学生世代が58人、中学生世代が34人とある。「おとなに言いたいこと！伝えたいこと」は、小学生世代が146人、中学生世代が49人となっている。今回の場合、いずれも少なくなっている。この結果を10年間の変化としてどのようにみるかというのも必要かもしれない。事務局で、比較できるところがあったら、極端な数値のところ結構だが、見ておいてほしい。市民まつりでいうアンケートは前回も確認したが、全体的な傾向を見るということと、気になるところがあったらピックアップしておくことだと思っているので、他に何かあったら、今日は、生の形で出してもらったが、次回までに、部会員の皆さんにも見てもらうし、事務局のほうも少し

整理をしていただく。後でも議論する他のところのアンケート、ヒアリングと合わせて整理してもらうようにする。何か提案や疑問があったら願います。

○林部会員：

今回の市民まつりでのアンケートでは、今言われたように、気になることについては、ヒアリングの時に、こういう声があったがみたいなことをヒアリングの設問にプラスして聞いてもいいのかなと思う。本人かどうかはともかく、こういうふうに言っている子がいるけど、周りはどうなの？というのの確認しても良いのかなと思う。

○荒牧部会長：

どういう点を聞くかというのがばらばらだと困る。ある程度、この点はこののを確かめる必要がある。

○林部会員：

先程言われたように、「おとなに言いたいこと」の3ページの意見表明のところについて、ヒアリングで質問するが、こういった意見があるけどどう思うか、ということについて話し合ったり、もう少し上のところの回答に「公園でボールを使えるようにしたいです」とか「公園などの遊び場を増やしてほしい」とある。一方で、好きなところとして、「公園がいっぱいある」などの公園が充実しているような回答がある。それはどちらなのか。良い面もあれば、良くない面もあると思う。そういった本音の部分が聞けると良いと思う。ここは良いけど、ここは問題だよ、みたいなことが聞きたい。

○荒牧部会長：

ヒアリングに付け加えることについて、市民の意見を集めて、2、3点整理した形で、もう1回部会員の皆さんに確認してもらうようにする。今日、合意をとるのは難しい。皆さんが、気になるところがあつたら、ヒアリングの時に、聞けたら聞いてほしいという項目を4、5点ピックアップして、それを整理したうえで、3点前後で共通のものにして、聞けたら聞くということにする。後で、実施計画の説明があるので、そんなに期間はなく、これまでに意見をくださいということで、整理をしていきたい。

○古川部会員：

先程もあつたが、Q4の「いじめにあつたことはありますか？」について、未就学世代が「ある」と多く答えているところを見ると、小さい子に聞くことの難しさを感じる。どういふことをいじめといふかという表現で、「ちょっといやだつたこと」といふような聞き方をすると、いじめにあつたと回答すると思う。それとともに、親がちょっとした子どものいざこざを、全部いじめられたと表現していると、子どもはボキャブラリーが少ないので、言い方として、理論的に話せる訳でもないし、時系列に沿つて話せる訳でもないので、それをまとめて、誰ちゃんにいじめられたといふ言い方をすることも結構あると思う。そのあたりの親の捉え方も、その子どもの言つたことが、そのままいじめられていると捉えないような工夫が必要だと思ふ。それとともに、例えばQ3「心配していること、悩んでいることがありますか？」のある、ないもそうなのだが、どんなようなことなのかを知りたい。どういふことが心配なのか、悩んでいるのか、中身を知りたい。例えば、未就学であつたときに、親のことで心を痛めているとかあるかもし

れないので、そのあたりの内容が見えてくると良いのかなと思う。

○荒牧部会長：

このアンケートからすると自由記述からみるしかない。追加でという訳にもいかない。事務局からの説明もあったが、未就学世代は、親と一緒にアンケートに答えているので、親の意向とかはある程度入っていると考えていかざるを得ない。ただ、小学生世代でいじめにあったことがあるというのが88人あるが、我々としても改めて検討しなければいけない。中学生世代、高校生世代が少ないというところをどのようにみるかという問題もある。

○林部会員：

小学生世代が、あると回答した20%という数値が、明日、教育委員会のほうで行ったアンケート結果が出るということだが、西東京市のなかでいじめの認知度がどの程度なのか確認する必要がある。

○保谷部会員：

先程の未就学世代の子どもと同じだと思うが、子どもがいじめをどのように捉えているかということがすごく大きくて、この数値をみて88人で多いと思っていると思うが、逆に、313人がないと回答したことについて少ないと思った。いじめとは、細かい定義が子どもたちのなかにはない。1年生から6年生までの間に、自我というものがどんどん発達してきて、他人を受け入れるようになるまでは、自分のエゴが通らないと、いじめられたという思いになる。だから中学生、高校生で減っていくのは分かる気がする。ただ、中学生世代で5人いる。これは重いと思う。この子たちはそういう成長をしているにもかかわらず、いじめがあると言っていることは、すごく大きな問題に繋がる可能性があると思う。Q5の「困っているとき、悩んでいるときに相談できる人がいますか？」と聞いていて、小学生世代をみると339人がいると回答していて、穏やかに見えるが、私は逆に、いないという50人が問題だと思う。相談する相手がないと回答した人が一桁ではなく二桁いるというのは、普通は考えられない。しかも50人いるというのは、お父さんなりお母さん、クラスの先生なり学童クラブの先生、色々考えられるはずなのに、いないと回答した子どもがこれだけいるというのは、すごく大きいことだと感じる。

○菅野部会員：

お祭りでやっているというのも、ポイントになっていると思う。中学生、高校生で本当にひどいいじめにあっている子どもは、お祭りに来ないと思う。お祭りに来る子どもは平均的な生活をしている子どもが来ていると思う。アンケートでも一般的な子どもとして捉えればいいのかと思う。私も小学生世代に困っているときに相談できる人がいない50人はショックで、どちらとも言えないもいないに入るのではないかなと思う。

○荒牧部会長：

他にあるか。

○長倉部会員：

Q3とQ5の数字を比べてみたが、中高生の相談できる人が、「いない」がそれぞれ4人で、Q3の「心配していること、悩んでいることがありますか？」の「ある」が7人と6人となっていて、3分の2が誰にもいえない悩みがあるということだと思った。誰にもいえない悩みをどのようにしているのか知りたいと思う。もし何かがあれば助かるというのであれば、そういうものがあればいいなと思う。感想を言えば、困っているとき、悩んでいるときに相談できる人がいないと回答している未就学世代が14人もいるというのが、幼稚園など小学生に上がる前の子どもたちで、通常、ママとかパパとか回答すると思うが、14人もいないと回答しているのが衝撃的だった。

○古川部会員：

聞き取りの仕方では回答が変わってくると思う。小さい子は特に。例えば、保育園で保育士が聞くのと、お祭りのときに知らない大人に聞かれるのでは、回答が違ってくるのかなと思う。

○荒牧部会長：

いずれにしてもこのようなアンケートから何を読み取るかというのは簡単ではない。ただ、先程、良い議論がされたと思う。例えば、いじめのところで未就学世代とか小学生世代のいじめという概念の議論があったが、いじめ防止対策推進法の対応はいじめということである。ところが我々が検討しようとしている公的な第三者機関は、いじめを受けたから相談をするのではなく、困ったり、悩んだりしたときにSOSを出して、問題はそこで繋がるかどうかである。受けた側が子どもにとってふさわしい動き方をするかどうかは公的な第三者機関の取組である。いじめの認識を疑うということではない。そのような機関があるとないのでは、随分違う。子どもたちが持っているSOSの状況の判断とかSOSを発信するとか繋がるかとのところで差が出てくる可能性がある。そういう意味では、先程の議論は重要である。同時に、保谷部会員も長倉部会員も指摘されたが、困っている、悩んでいるときに相談できる人がいますかというところで、いないと回答した人の数字は、どちらとも言えないという選択肢もあるなかで、いないと回答したことは深刻に受け止める必要がある。古川部会員が言われたように、もし、そういう機会を作ったとしても、幼い子どもたちの声をちゃんと受け止められるかというのはすごく大きな問題だ。直接電話をしてもらうことはめったにないとすると、居場所とかに出向いたりしながら、子どもたちのSOSなり悩んでいること、困っていることを受け止めて、その子どもにとってふさわしい方向に持っていけるようにするには、スタッフの力量もすごく大きくなっていく。そうすると単に制度を作れば良いという問題ではないというところに繋がってくる。そういう意味で、非常に興味深い結果が出ている。先程言ったように、気になるところ等があったら引き続き出していただき、最終的に事務局で整理してもらったうえで、条例作りやヒアリングで活かしていきたい。他に何か。もし後で気がついたら、その際に言っていただくとして、資料2の子どもたちの意見を聞く実施計画の案について進めていきたいがよろしいか。

## 2 内 容

### (1) 今後の子どもの意見聴取について

(事務局から資料2 (仮称) 子ども条例に関する「子どもの意見聴取」実施計画 (案)

について説明)

○荒牧部会長：

林部会員付け加えることはあるか。

○林部会員：

期間が限られているので、それほど多くの人にヒアリングはできない。個別に聞き取れるところは聞き取って行きたい。むしろ、市民まつりのアンケート結果もそうだが、この部分を聞きたいというのも必要になると思う。

○荒牧部会長：

事務局からの説明があったように、対象となる施設や団体の部分、それから特にヒアリング、アンケートの内容について、意見があるか。

○保谷部会員：

子どもの意見聴取対象一覧の5、6スキップ教室、ニコモルームというのはどちらかというと痛んでいる子どもがいる施設である。そこにヒアリングを行うのはすごく難しいと思う。確かにこの施設の意見は聞きたいが、すごく慎重に行かないといけない。学校には通えないが、なんとかここにはたどり着いたという子ども、長い間学校に来られないで、やっと人の前に出られるようになった子どもたちがいるところなので、そこはデリケートな部分だと思う。

○荒牧部会長：

まず、小・中・高のところは、教育計画策定に関するアンケートを活用するというところでよろしいか。学校現場もアンケートだらけなので、アンケートを追加するというのは、子どもたちの負担になるので、そちらで活用できる部分はできるだけ活用するという形でよろしいか。そうすると学校外の子どもの居場所、活動の場所、あるいは、より困難な状況におかれた子どもたちに対して、主にヒアリングをするということになる。学校世代の子どもたちについては、教育計画策定に関するアンケートの部分を活用させてもらうということになる。本日、担当の教育委員会の部署は来られているか。そのデータももらって、こちらがクロスをかけたいところをかける状況になるが、可能か。

○事務局：

今日来ているのは、教育支援課でアンケートの担当部署ではない。

○荒牧部会長：

事務局のほうで、この部分のクロスをかけたいとかができるように交渉してほしい。教育で使うクロスとは違う部分もあると思うので、願います。5、6番目は、保谷部会員が言われたように、部会員が行ってヒアリングをするというのは、厳しい状況になるので、いくつかのアンケート項目を作って、回答できるなら回答してほしいというようなやり方もあると思う。恐らく、施設のスタッフが聞き取るというのは、意見表明・参加のあたりの項目について、本音が言いづらいのではないかと。そのため、アンケート項目を出して回答できるなら回答してもらおうほうが良いと思う。関係性ができていない

ところへ直接行って回答してもらおうのは、難しいと思う。他にあるか。

○事務局：

9番の子ども日本語教室は、言葉がスムーズに伝わるかどうかは難しいところもあると思う。そちらの職員の協力は必要だと思う。

○荒牧部会長：

どこもスタッフの協力は必要である。そのうえで、こちらでヒアリングをするよりアンケートに答えてもらったほうが良いところはあるか。

○事務局：

考えられるのは11番である。

○荒牧部会長：

5、6はアンケート方式で、11番は、事務局と林部会員で決めてもらってよいか。対象施設に前回、図書館もあったかと思うがいかがか。静かに勉強しているところに無理やり行って聞き出すのも、かえって我々が邪魔することになる。図書館はどうするか。勉強している子どもに聞くと、もっと勉強する場所がほしいというのは100%出てくることははっきりしている。

○長倉部会員：

子ども本人からの聞き取りが難しい場合に該当しないか。

○荒牧部会長：

そうするとアンケートを配るのか。

○長倉部会員：

子ども本人からの聞き取りが難しい場合というのは、施設・団体・保護者へのヒアリングとあるがいかがか。

○荒牧部会長：

図書館で行うのか。

○長倉部会員：

図書館のスタッフの方にヒアリング内容は少し変えても、気になるお子さんがいるかどうか、その子から相談されたことがあるかどうかくらいなら聞けるのではないか。

○荒牧部会長：

いかがか。

○林部会員：

今回のヒアリングの目的は、条例の案に反映させていくとことなので、子ども本人も含めて周りの大人がどのように思っているかということが、子どもに関わる色々な方の

声が聞けるのは大事だと思う。聞き方をどのようにするかはあるが、紙ベースにするのか、職員にヒアリングしたほうが良いのか。そのあたりは、大人向けの予定はあるのか。子どもの意見を聞くということできずとやってきたが、子どもに関わる大人の意見を条例にどのように反映させるのかということだと思う。

○長倉部会員：

今更だが、子どもばかりに聞いているが、そこに関わっている大人に対して意見を聞かないのかと思った。

○荒牧部会長：

アンケートで一番良いのは、子どもと保護者とスタッフに同じような項目で聞けて、意識の違いとか、それぞれの要望とかが出るのが一番良い。ある自治体は、教職員全員にアンケートをとって、教職員の状況を調べた。最初に言ったが、子どもの権利は子どもだけで完結するものではないので、当然、保護者や保育士やスタッフ、教職員の権利の状態がどのようになっているかということも加味しないとイケない。そうしないと子どもにとっての保証にならない。ただ、どこまでやれるかというものはある。

○長倉部会員：

どうしてもやってほしいというのではないが、図書館ならそういうことができるのかなと思った。

○荒牧部会長：

そこにあげられているところのスタッフの声というのがどのようなことを望んでいるのか、どのようにしてほしいのかということを知りたいことは本当に知りたい。どこまでできるかという問題だ。いくつかポイントを絞った項目で、アンケートを渡して、数人でも良いから答えてもらうのは可能かもしれない。

○古川部会員：

10年前に1回やって、また同じようなものではなく、今度は新しい視点として大人の視点はほしい。

○荒牧部会長：

いくつかポイントを絞った形で、項目を作るのは、ある意味では簡単である。その場所のところのスタッフにこれに答えてくださいというだけで、数もそんなに多くなく、自由記述のところでは、結構書いてくれる可能性がある。

○長倉部会員：

時間がないのであれば、オープンな質問にしないで、クローズな質問で、YESかNOで答えられるものでやってはどうか。

○菅野部会員：

子どもの実態を把握するのはそれが一番良い。



○林部会員：

そういう意味では、少なくとも今回のこの対象一覧になっているところの子どもに聞くなら、ついでに大人にも聞いたら良いと思う。紙ベースか何かで。

○荒牧部会長：

紙ベースで。事務局や林部会員の負担にならない形で。とはいうものの最終的には整理しなければならないから事務局の負担は増えるが。基本的には、同じような項目でとって、自由記述の項目を設けておいてはどうか。アンケートやヒアリングの目的は、子どもの実態とか思いや願いを知ったうえで、条例作りに反映させるというのが一番の狙いで、同時に西東京市として、こういう取組をしている、ということを広報することも一つの効果になる。基本的には、スタッフにも答えてもらう。あと、項目の問題として、自己肯定感のところをはずしたという部分があるが、私としてはクロスをかけるという意味では、自己肯定感の部分は入れたほうが良いと思う。同時に、子どもの権利条約の認知度も入れたほうが良いと思う。クロスをかける意味では重要だと思う。前回の2008年のときは、あまりにも細かい項目をいっぱい聞いていたので、聞きすぎだと思う。子どもたちはまじめなので、一生懸命答えてくれる。ただ、私たちがそれに乗っかるという訳にはいかない。項目として、ヒアリング内容に、自己肯定感、認知度を加えて、同時に居場所、相談、意見表明・参加、西東京市についてということと、もう少し付け加えないと意味が分からないというところがあるか。

これは、既に皆さんの前回の意見と前回の条例作りのアンケート内容を踏まえて、林部会員と事務局で検討して作ったものなので、少なくとも最低限のものは入っていると思う。よろしければ、こういう項目を作ってもらって、最終的にこういうアンケート項目で、こういう対象でやりますという今回の実施計画の具体化したものを部会員の皆さんに送ってもらって、林部会員と事務局で進めてもらうとうことでよろしいか。日程等が決まって、ヒアリングなどに一緒に行けるようなら事務局まで連絡を。

対象のところ5、6、11、特に5、6に部会員が直接行くよりは、その子どもたちの状況を踏まえた形で、適切な方法を模索するという形でやっていくということによろしいか。実施計画については、そういうことにする。

(2) 子どもの相談・救済の仕組みについて

① 人権擁護委員の子どもへの取組について

○荒牧部会長：

前回の続きのところ、相談・救済に関わる西東京市の取組について、それから人権擁護委員について資料が出ている。先に人権擁護委員のほうから見ていく。

○菅野部会員：

興味があるのは救済ということになると思うが、一応子どもに関連する取組についてということで書いてある。一つ目は、「人権の花運動」。これは毎年2校行っている。二つ目は、「全国中学生人権作文コンテスト」。これについては、本年度西東京市で1035件の応募があり、東京都に入賞された作品は4件あった。三つ目は、「子どもたちからの人権メッセージ発表会」。これは、多摩の13市が毎年9月に実施しており、西東京市では、毎年2、3校が出ている。四つ目に、「SOSミニレター」。今日は原文を

持ってきている。それに11月7日から全生徒児童に送っている。こちらに悩みを書いてもらい、封筒になるので無料で法務局に送ってもらう。それで人権擁護委員が鉛筆で書いて送っている。今1100通くらい来ている。今日も10通分書いてきたが、母親が暴力を振るって困るという内容で、内容について心配だったので、学校に連絡したが、私立だったので、人権擁護委員のほうで対処してくださいと言われ、人権擁護委員のほうでは対処できないので、児童相談所のほうに連絡をして対処していただくことになった。今日のところはそれで解決したが、手紙には、あなたのことを皆で心配していて大切に思っているから何でも相談してほしいという内容の手紙を書き、また、SOSミニレターを送り、その子と私で向き合っていこうかなと思っている。このレターは低学年の意見がと言われるが、小学校1年生の子どもからも結構来る。小学校1年生くらいの内容は、隣の誰ちゃんがぶった、誰ちゃんが暴力を振るった、という1、2行くらいだが、そういう手紙が多い。高学年になると、家庭の問題とかが入ってきて、死にたいなどの問題もある。そういう場合の救済もある。法務局の職員が学校と連絡をとり、そういう子どもがいるか確認する。その子どもの状況を学校に伺い調査するにあたり、人権擁護委員と法務局の職員が、子どもと面談するということもある。件数は年間、東京都全体で3、4件くらいだと思う。増加傾向にあると思う。法務局としては、力を入れているものである。このレター1枚で、悩みが解決できるのではないかとということで取組んでいる。

五つ目が、「人権教室」。皆さんの手元にピンクとかブルーの紙をお配りした。お配りした学習指導案というのが人権教室の指導案になる。最初は人権とはどういうものかということ子どもたちと話し合っ、「いっちゃん、ごめんね」というプリントがある。これは「種をまこう」という人権擁護委員のほうで出している冊子があるが、その冊子を皆で見ながらいじめってこういうことだよ。悪いことだよ。といじめについて考えることを、2年生だが、してもらう。その後、いじめられた人の心の傷について、2つ子どもたちに学習してもらおうと思ひ、全員にピンクのハートの紙を配る。それに子どもたちに自分の名前を書いてもらう。自分の名前を書いて、隣の席の友達に渡してもらう。隣の席の友達はそれをぐしゃぐしゃにして、傷をつける。傷をつけるかつかないかはとても重要で、そんなことはできないというクラスもあれば、皆で傷をつけるようなクラスもある。ぐしゃぐしゃにしたものをまっすぐに伸ばしても、しわは伸びない。つまり、人間の心は、悩みがあったり、いじめられたりしたら、なかなか元に戻らないよということを授業で行っている。子どもたちの感想が手元にあると思うが、子どもたちがどのように命の大切さをわかってくれるかなというのを皆さんに読んでいただければと思う。これを子どもたちに書いてもらって全員に返事を書す。10人だろうが120人だろうが必ず全員に返事を書いて、その子と向き合うということをするので、なかなか何校もできるものではない。3校までできればよいかという状況だ。つまり、人権擁護委員は、啓発と言うことにとっても力を入れているように思うが、子どもと向き合うことに対しては、なかなか知られていない存在でもあるので、このような場を借りて色々お話しできることは、私にとってもすごくうれしいことだ。やはり子どもは、手紙でも電話でも、後ろに親がいる場合がとても多い。手紙でも電話でも子どもが本当に言っていることもあるが、後ろに親が私の回答を聞いているんじゃないかということを考えながら手紙を書いたり、電話をとったりするのが割と多い。でも、子どもと向き合いたいという思いが強いので、親がいようが、その子のことを私たちは大切にしているっていうことを伝えることを心がけて人権擁護委員をやっている。

○荒牧部会長：

もし、西東京市で救済機関を作った場合には、人権擁護委員との連携は必要になってくる。皆さん、6月1日が人権擁護委員の日であることをご存知か。ずっと昔は、人権擁護委員はあまり活動していなかったが、いじめ問題とか学校の校内暴力とか学級崩壊とかが社会的に問題になってきて以降、色々な形で取組をしている。これはボランティアになる。人権擁護委員の責任ということではなく、法務省などの大きな課題だが、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテストなどが連動していない。小学校や中学校が連携して、人権の花を通じて自分の命や動植物の命の大切さを学び、育てていくことの気持ちを育んでいこうという取組をしているが、中学校になるといきなり人権作文になって、取組が連動していない。本当は、人権擁護委員と小学校や中学校が集まってどのように連動させていくかという話しができることより取組が良くなる。それぞれのところで熱心にやっているのが現状だ。

○菅野部会員：

私は人権作文ではなく、人権教室で低学年、中学年、高学年というようにやったことがあるが、やはり同じいじめの問題だと同じことの繰り返しになってしまう。高学年だとあのおばさん何言っているの。みたいになってしまう。そういう面もあるので注意しないといけない。西東京市は、人権擁護委員の活動が活発で、他の市に比べると相談件数も多くて、昔はバスに畳を敷いて、よろず相談をやっていたような伝統があるので、他市にくらべると熱心に活動していると聞いている。

○荒牧部会長：

相談救済機関を作るとしても、これまでの取組がとても重要である。西東京市の取組の蓄積があるというのは、すごく重要である。人権擁護委員の活動について、質問や意見があるか。

○菅野部会員：

保谷部会員にご意見を聞きたい。

○保谷部会員：

公立学校は基本的な考えの中に、人権が入っている。ただ、学校によってどれくらい重きを置くかは様々である。人権の花とか人権作文というのが一つのきっかけにはなっている。それをもとに、子どもたちに人権について考えさせる時間を与えることができる。ギャップの話をしたが、子どもの自由とか自信とかそういうものを、人権感覚を持った先生たちが増えてくると、そういうギャップ的考え方も今の生活の中にいきてくる。人権擁護の人権の花とかは、貴重な機会になると思う。

○荒牧部会長：

こういった形で学校と連携することはすごく大事で、校長先生が受け入れるかどうかは大きい。

○菅野部会員：

それはすごく大きいと思う。先生によってもぜんぜん考え方が違う。

○保谷部会員：

管理職は必ず1年に1回大きなところで研修をする。色々な施設に行ったり、人を招いて話を聞いたりする。この間も全生園に行って、皆で話を聞いてきた。その後、うちの学校は子どもたちを全生園に連れて行った。まず、身近にそういう利用できる施設があることを我々が知らなくてはいけない。大事なことである。

○菅野部会員：

全生園の推進員をしている。あの中のことは何でも聞いてほしい。

○保谷部会員：

西東京市は、意外と身近にそのような施設があるが知られていない。

○菅野部会員：

私が色々な校長先生にお願いして、無料でバスがでるので、一緒についていくので、と案内しているが、なかなか。でも2、3年前から大分増えてきて、何校も全生園に行っていた。

○保谷部会員：

バスが無料で借りられるならば、という感じである。

○荒牧部会長：

条例とは、そういうことをつなぐというか、大元になる。学校ももっといろんなところの人たちの手を借りても良いと思う。全部自分たちでやろうとしないで。そういうことの支えに条例がならないと作っても意味がない。

## ②児童相談所について

○荒牧部会長：

次に児童相談所についての資料がある。事務局から説明してほしい。

(事務局から資料3 児童相談所について説明)

○荒牧部会長：

何か質問があるか。

西東京市独自の相談救済機構を作ったとしても児童相談所との連携も重要になってくる。

○古川部会員：

本当に、児童相談所は忙しい。子ども家庭支援センターのどこを通して預けたとしても、戻りたいということがあって、戻ってきたときの環境作りをするまで待ってもらおうということができない実情もある。子ども家庭支援センターのどこか一生懸命やっ

るが、そもそも虐待で離れていったところを、数ヶ月でOKみたいになるのはありえない。実情としてそういうのが多くて、民生児童委員が見守るとなって、繋ぐところまでいっても、結局その後、どこまでできるかというのは歯がゆいところがある。

民生委員・児童委員の活動について、少し話していいか。相談受付内容のところだが、「子どもから寄せられる」とあるが、むしろ近所からの通告が多い。以前に比べたら増えた。それから、各学校で3回の虐待防止委員会がある。そこで情報交換が出来る。一歩進んだことはなかなかできないので、そのあたりが課題である。資格としては、厚生労働大臣からの委嘱という形になる。相談者の割合については、親から来ることもあるし、学校からの話もある、子ども家庭支援センターのどこからもある。あと、祖母からもある。例えば、相談の主な内容のところに入るが、特に多い相談は不登校だと思う。虐待もそうだが、相談というよりは虐待じゃないかと言う疑いの通告が多い。あと留意すべき相談内容は、孫のことが気になって電話をしてくる。学校とのトラブルに関して、親からどうにかしてくれと言う電話がある。学校とか子ども家庭支援センターのどこかに聞いてみると分かっている案件で、ということだが、どこもなかなか動いてくれないから、じゃあ、主任児童委員だということ電話をかけてくることある。受け入れすぎるという問題もある。ここは繋がっている子ども家庭支援センターのどこかや学校とうまく連携をとりながら、相談者に対しても、受け入れつつも違う窓口ですよとか言いながら落ち着いていただくような努力をしたことがある。課題はどこまで関わられるかというのがある。子ども家庭支援センターのどこかできたということで、それまではそういうものがなかったということで、なかなか繋ぎにくかったということがあったが、今は、子ども家庭支援センターのどこかと学校が直接子どものことに関して、連携しているので、逆に主任児童委員は、どの程度関わったらよいかの方が難しくなった。問題がないのが一番だが、守秘義務はあるが、そのあたりで、情報をいただければもう少し動けたという話をきいたこともある。難しい部分だと思う。

○荒牧部会長：

再三、子ども家庭支援センターのどこかが出ていたが、子どもからの相談をどのように行っているか、気になるところがあるか。

○事務局：

子ども家庭支援センターのどこかでは、子ども本人からの相談はなかなか難しいことから、要保護児童対策地域協議会を通して、保育園、幼稚園、児童館、学校などの関係機関が気づいたことを少しでも早く、子ども家庭支援センターのどこかに情報を流していただき、それを糸口に支援を強化してきた。各学校とは外部委員会で毎学期集まって、気になるケースを共有したり、児童館や保育園から連絡が入ったりという形で、対応できるようになってきた。ただし、子どもからの相談については、子ども家庭支援センターのどこかは1%、9市を管轄している小平児童相談所において1%、東京都全体でみたときに、東京都の合計で0.6%、区部が0.6%、市部0.7%、町村部1.9%。東京都全体の児童相談所で受けているものが、1.1%、東京都で実施している保護者も含めて相談できる「よいこに電話相談」で子ども自身が相談しているのが3.1%。それに対して、子どもの権利擁護専門相談事業というものを児童相談センターが実施しているが、電話相談で67%が子ども自身からの相談でした。他の自治体の中で1%以上と高いところだと、相談件数の違いはあるが、国分寺市が2.4%と非常に高かった。国分寺市子ど

も専用相談電話というのを実施していた。また、小平市が1.9%と高い。小平市ティーンズ相談室といって、子ども専用で電話やメールや面談を行っている。

○荒牧部会長：

私たちが子ども自身からのSOSをどのように受け止めたら良いかという問題を念頭に置きながら、議論している訳だが、今、事務局が端的に指摘してくれたが、子ども専用のを置くと少し増える。ただ、それがちょっとという部分で終わっていることも大きな課題である。仮に条例で相談機関を作ったとしても、これまでの様々な機関とどのように連携するかという部分がなければ、機関を作ってOKとはならない。引き続き、問題について、制度、機関を作った後どのように制度設計をするかを念頭に置いたうえで、条例文を検討していきたいと思っている。先程事務局から紹介があった、教育支援課が来ている。取組を紹介していただきたい。

○事務局：

教育相談は、相談という名称であるが、中心は、心理的な要因のある子どもに対して、心理治療的な役割を果たすところである。継続して毎週1回、心理療法をしていくことが基本である。また、障害のある子ども、又はその傾向がある子どもの教育の場を考えていくのが就学相談である。それから、不登校の子どもが通う適応指導教室とか、後はひきこもりがちな子ども、適応指導教室も通にくい子どものニコモルームがある。学校からのケースワークが必要な子どもの主な相談場所となっている。子どもから直接となるとスクールカウンセラーが学校で直接子どもから相談を聞く場面はある。東京都からの配置になるので、スクールカウンセラー自体は東京都の事業ではあるが、教育支援課も関わっている。基本的な教育相談は電話とかメールで行うが、申し込みはほぼ保護者からである。電話相談は、たまに直接子どもから受けるものもある。相談を継続していくには、保護者から相談を申し込んでもらって、必要なこととして支援を行ったり、マネジメント、ケースワークなどを行ったりする形で支援をしている。担当しているのは、教育相談は臨床心理士、就学相談は、特別支援学級、特別支援学校の教員だった者が対応している。スクールソーシャルワークも基本的には臨床心理士が対応しており、今後どのように支援していくかという道筋をつくり、子ども家庭支援センターのどかとか福祉部門と連携して動くということをしている。

○荒牧部会長：

課題として感じていることは何か。

○事務局：

各相談事業に課題が色々あるが、一番メインの教育相談では、臨床心理士として、子どもや家族に必要だと思うことが、必ずしも家族の希望と一致しないことである。その時のその状況に捉われてしまい、将来的に何が必要かというところの共有が難しい。最終的に社会で自立して生活していけるような大人になるために、今必要なものを理解していただくことの難しさはある。子ども家庭支援センターのどかとも連携しているが、子ども家庭支援センターのどかとか児童相談所とかの対応ではなく、根気強く親子関係とか色々な状況を見直していかないといけないということで紹介されるが、それを継続していくには、保護者の意識づけが大事である。保護者の抱えている辛さ、色々なもの

もあるので、そこを理解しながら、保護者に対しても心理療法的に関わっていくことになるので、そこを並行するのがなかなか難しい。どうしても保護者の意思によって続か続かないかというところがあるので、課題は感じている。

○荒牧部会長：

学校との連携は、結構上手くいっていると捉えているか。

○事務局：

今必要なことと、今後ずっと長いスパンで考えることが必要なことの意識がずれてきているところがあるが、学校には頻繁に出入りしているので、綿密な情報連携は出来ていると思う。

○荒牧部会長：

ご質問、ご意見あるか。

○長倉部会員：

要保護児童対策地域協議会というのは、教育支援課は入っているか。

○事務局：

入っている。

○荒牧部会長：

西東京市の要保護児童対策地域協議会というのは必要なメンバーが大体入っている。

○古川部会員：

要保護児童対策地域協議会は、ケースに対して皆で話し合うとか、実質的な会議になっていることがすごく良いと思う。

○林部会員：

子どもが安心して相談できる場所は大事。学校でも地域でも、SOSを受け止めるよというやり方をしてしまうと、SOSしか受け止めないよとなる。子どもたちは、そこまで重くないが、誰かに聞いてもらいたいだけというのも結構ある。そういう場所がどれだけあるか。聞いてもらえるだけじゃなく、相談しなくちゃいけないと子どもが思ってしまうと相談はしない。大人は解決したいから相談するが、子どもは相談して解決してもらいたいこともあるが、まず聞いてもらいたい、受け止めてもらいたいということが第1である。そこがないと相談には繋がらないと思う。子どもからの相談件数が少ないというところも、話してよいというところに慣れていない。経験がなければ、どのように相談していいかわからない。条例の中でも相談救済は大事だが、もっと前のところで子どもの声を受け止めるよ、聞くよ、見守っているよというところが出てくるようなところを入れたほうが良い。そのうえで制度がちゃんとあるよとしないと何かあったときに、相談するのにどのようにしたらよいのか悩む。むしろ地域でちょっと言ったことが、次の相談に繋がる。学校で先生に言ったり、校長先生に言ったり、こぼしたことが次の相談に繋がる、相談機関に繋がるというのがある。その種まき、風土作りが大事

だと感じた。

○荒牧部会長：

既存の相談機関と連携することも大事だが、その前提として、居場所とか子どもの活動の場における取組もすごく重要である。そもそも子どもたちが自分の事を表現する力をどのようにつけるかという問題も重要になってくる。少なくとも我々が検討しようとしているのは、総合条例なので、総合条例の意味とは、そういう利点があると思う。相談救済だけを特化した条例ということではなく、総合的な取組をする中での相談救済機関、あるいは子ども参加、子どもの居場所というふうにならないとそれぞれが生きてこない。何か他に意見なりご質問はあるか。

○林部会員：

今後のスケジュールや進め方についての確認だが、12月から1月にかけて、ヒアリングを行う。その内容を踏まえて条例の要綱案を専門部会で議論する。その後ヒアリングした内容を踏まえたものが条例案に反映されていくと思うが、実際にできた条例案そのものに対して、子どもあるいは市民が意見を言ったりする機会が、今後どのように進めていけるのかいけないのか。あるいは、条例を作るに当たり、子ども委員会とかを作ってやっている訳ではないので、できたものについて本当に子ども参加でやったとはいいきれない。声は聞いて反映したけど、子どもたちの思いが入っているのか結構難しい。傍聴の方が来られているが市民の声がどう反映されているのかという部分は、今後どうするのか。

○荒牧部会長：

これは、また改めて皆さんと検討したい。それなりの案又は要綱がなくて、ただワークショップとかヒアリングをしても、何を言っているかわからないと思う。ある程度こちらのほうで案を作って、そのうえで、子どもたちから直接話を聞くとか、当然議会でも議論するだろうし、パブリックコメントもすると思うが、我々が提案する最終案の段階での話を提起されたと思うが、その段階でも当然子どもたちの声とか関係している人の声を何らかの形で聞く場を設けたいと思っている。そのうえで最終的に案を提案する形にしていかないと、ここで案を作りました。後は審議会又は市で議会にかけて、というよりは、案の段階で子どもたちの声や関係する人たちの声を聞く機会を設けた上で最終案を提出するようにしたいと思う。それについては、日程も含めて検討したいと思っている。

先程の市民まつりのアンケートのところで、少し気になるところとか、項目はどうかということについては、ヒアリングに反映させるという意味では、第1弾としては、11月の末までに、事務局のほうに意見をいただければと思う。先程保谷部会員が言った形で、保谷部会員のところがよければ、これを配るという形にしたいと思う。

### 3 その他

次回の専門部会について

○荒牧部会長：

次回の専門部会は1月12日の午後7時から田無庁舎2階となっている。改めて案内を



事務局から送る。第6回目は、1月26日の午後7時からを第一候補に調整中である。第7回目は、2月16日の午前10時からを第一候補に調整中である。次回はヒアリングの途中経過も報告すると同時に条例に盛り込む相談救済のことを主に、どのような内容、制度設計をすれば良いかということを中心に議論したいと思う。先程言ったように、1月、2月については、総合的な条例ということを目指していくということなので、それに関わるいくつかの点を、具体的には、子どもの意見表明、参加とか子どもの居場所作りをどうするかとかそういうものについて検討していくということにしていきたいと思う。

第4回の専門部会を終了する。

○事務局：

11月末までに市民まっりのアンケートについては、よろしく願います。メールでも電話でもよいので連絡をいただきたい。

○荒牧部会長：

最終的には、林部会員と事務局で判断したことが部会の判断と言うことでよいか。

(異議なし)

閉会